



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 771 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請  
(環境管理課)..... 1
- 772 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請  
(県民生活課)..... 3
- 773 〃  
( 〃 )..... 4
- 774 〃  
( 〃 )..... 4
- 775 有害図書等の指定  
(青少年・男女共同参画課)..... 5
- 776 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退  
(障害福祉課)..... 5
- 777 保安林予定森林  
(森林整備課)..... 6
- 778 保安林の指定  
( 〃 )..... 6
- 779 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成23年和歌山県告示第1318号)の一部変更  
(資源管理課)..... 6

### ○ 公告

- 二級河川太田川水系河川整備計画の策定  
(河川課)..... 7

## 告 示

### 和歌山県告示第771号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山市向181番地  
名称 藤本食品株式会社  
氏名 代表取締役 宇津稔
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 岩出市中島931番地  
名称 藤本食品グループ本社工場
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年6月29日から平成24年7月20日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市役所

別表1

種 類	第66号の5		
基 数	1		
能 力	弁当等 53000食/日 惣菜 13000食/日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後約6.5ヶ月		
使用開始予定年月日	完成後すぐ		
使用時間間隔	連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	
	pH	4.1-4.4	4.1-4.4
	BOD(mg/l)	2000	2500
	COD(mg/l)	1200	1500
	SS(mg/l)	1000	1200
	n-Hex(mg/l)	240	300
	T-N(mg/l)	40	50
	T-P(mg/l)	12	15
	大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m <sup>3</sup> /日)	500	560	

別表2

種 類	排水処理施設			
能 力	600m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式	油水分離+嫌気処理+活性汚泥方式+凝集沈殿			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	許可後約6.5ヶ月			
使用開始予定年月日	完成後すぐ			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後

pH	4.1-4.4	5.8-8.6	4.1-4.4	5.8-8.6
BOD(mg/ℓ)	2000	50	2500	60
COD(mg/ℓ)	1200	40	1500	50
SS(mg/ℓ)	1000	60	1200	80
n-Hex(mg/ℓ)	240	4	300	5
T-N(mg/ℓ)	40	12	50	15
T-P(mg/ℓ)	12	3	15	4
大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	無数	<3000	無数	<3000
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量(m <sup>3</sup> /日)	500	530	560	600

別表3

排水口名		排水口1
排水量(m <sup>3</sup> /日)	通常	530
	最大	600
pH	通常	5.8-8.6
	最大	5.8-8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	50
	最大	60
COD(mg/ℓ)	通常	40
	最大	50
SS(mg/ℓ)	通常	60
	最大	80
n-Hex(mg/ℓ)	通常	4
	最大	5
T-N(mg/ℓ)	通常	12
	最大	15
T-P(mg/ℓ)	通常	3
	最大	4
大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	通常	<3000
	最大	<3000

## 和歌山県告示第772号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月14日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成24年6月14日
- 2 名称

特定非営利活動法人紀見サポートクラブ

3 代表者の氏名

浅井徹

4 主たる事務所の所在地

橋本市城山台1丁目6番地の6

5 定款に記載された目的

この法人は、橋本市民、特に紀見地区は今後急速に高齢化が進む中で高齢者、障害者などの手助けを必要とする者の介護、援助等の福祉活動や小・中学生に対して日常の社会教育の指導、公民館の効果的な運営、まちづくりの推進と環境保全、自主防災会活動の指導教育と訓練、情報通信活性化への対応、雇用機会の促進、消費者の保護活動などを行うことにより、地域の活性化と住民が安心して生活できる、住み良い町を創造することを目的とする。

### 和歌山県告示第773号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月14日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年6月14日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県医学学術振興協会

3 代表者の氏名

森庸亮

4 主たる事務所の所在地

和歌山市中之島1639番地

5 定款に記載された目的

この法人は、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して、人材育成、学術並びに研究に関する支援事業を行い、広く県民の健康保持と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第774号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月15日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年6月15日

2 名称

特定非営利活動法人かぐや姫

3 代表者の氏名

山崎たかね

- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田344番地の1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者（児）等に対して、生涯にわたってその地域で安心して生活をおくる為に必要な事業を行い、地域の環境保全のためのリサイクル活動に協力し地域福祉活動の増進に寄与する。

**和歌山県告示第775号**

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年6月19日指定した。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	ザ・ベストマガジンスペシャル 7月号	14077-07	KKベストセラーズ
月 刊 誌	実話BUBKA 7月号	05375-07	コアマガジン
月 刊 誌	実話マッドマックス 7月号	15279-07	コアマガジン
月 刊 誌	Exciter 6月号	11957-06	インターナショナル・ラ グジュアリー・メディア
月 刊 誌	黄金のGT 7月号	12259-07	晋遊舎
月 刊 誌	裏モノJAPAN 7月号	01805-7	鉄人社
月 刊 誌	実話ドキュメント 7月号	05267-7	竹書房
月 刊 誌	俺の旅 7月号	02285-7	ミリオン出版
雑 誌	お宝ガールズ 7月号	02257-07	コアマガジン
雑 誌	タトゥー・トライバル vol.50	67788-13	富士美出版
コミック	BLinkブリンク 7月号	17799-07	集英社
コミック	BOY'Sピアス 7月号	18161-07	ジュネット

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**和歌山県告示第776号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年 月 日
白浜町国民健康保険直営川添	西牟婁郡白浜町市鹿野1103	松中秀之	平成

診療所

24. 6. 13

## 和歌山県告示第777号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字大戸1863の2（次の図に示す部分に限る。）、字亥ノ子屋敷2081から2085まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字大戸1863の2、字亥ノ子屋敷2081・2085（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字中番向1985から1988まで、1991から1996まで
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中番向1993、1994（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第779号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成23年和歌山県告示第1318号）の一部を平成24年6月21日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

## 公 告

### 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川太田川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成24年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 第1章 太田川水系の流域及び河川の概要

#### 1.1 流域の概要

##### 1.1.1 地形

太田川は、その源を和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の峯山（標高879m）と那智山（標高883m）に発し、山間部を蛇行しながら流下して出合地先で小匠川と合流し、その後、中野川・中里川・庄川・井鹿川等の支川を合わせ、那智勝浦町下里で熊野灘に注ぐ、幹川流路延長約25.9km、流域面積108.3km<sup>2</sup>の二級河川である。

河口から約2km地点の大宮橋までは1/4,000程度の緩やかな河床勾配であり、大宮橋から上流は1/700程度の比較的急勾配な河床となっている。

##### 1.1.2 地質

流域の地質は、主に砂岩・泥岩が広く分布し、上流域には斑岩などの火成岩類が、下流域の川筋には、礫などの沖積層が分布している。

##### 1.1.3 気候

太田川流域は、温暖多雨の南海気候区に属し、本州有数の多雨地帯に位置する。隣接の新宮観測所では、年平均気温が約17℃と一年を通じて温暖である。太田川流域の平均年降水量は、約3,200mmであり、我が国の平均年降水量1,700mmの約1.9倍の降水量となっている。

##### 1.1.4 歴史・文化

太田川流域が属する那智勝浦町は、古から信仰の地である那智山を有し、修験道が大峰熊野を道場としていたこともあり、現世浄土を求めて、平安時代から室町時代を通じて、「蟻の熊野詣」と言われるほど多くの人々が熊野古道を辿り、信仰による文化が栄えた。下流域の支川庄川沿いから太田川を横断するように熊野古道（大辺路）が、吉野熊野国立公園を含む上流域の流域界に沿うように、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に含まれる熊野古道（中辺路）が通る。

文化財としては、上流域では富士山に見える最遠地として知られる妙法山（標高749m）の山頂付近に「阿弥陀寺の大師堂」があり、県の文化財に指定されている。

下流域の太田地区には、かつて一般の拝観が禁じられていた秘仏で、国の重要文化財に指定されている「大泰寺の薬師如来像」があり、また、「高芝の獅子舞」は勇壮で風雅な獅子舞で350年以上の

歴史をもち、県民俗重要無形文化財に指定されている。

また、河口左岸の平地に、国の史跡に指定されている「下里古墳」がある。

### 1.1.5 土地利用

太田川流域の土地利用の割合は、山地が約 95%、水田・畑が約 4%、宅地が約 1%となっている。

太田川中流域の谷底平野に水田・畑が分布し、谷底平野から山地に続く縁辺部及び下流域の平野に宅地が分布している。

### 1.1.6 人口

流域の大半を占める那智勝浦町における世帯数は微増傾向から減少傾向へと転じており、また、人口については減少が続いている。国勢調査の速報値より、平成 22 年における那智勝浦町の人口は 17,082 人、世帯数は 7,719 世帯である。

### 1.1.7 産業

太田川流域の主要な産業は、林業及び農業であり、地域の特産品として色川茶やイチゴなどの栽培が行われている。

太田川流域が属する那智勝浦町には南紀を代表する温泉「勝浦温泉」があり、豊富な湯量と絶景の海岸美に恵まれ、生鮮まぐろ水揚げ日本一の勝浦漁港で水揚げされた海の幸を供する温泉保養地としても有名である。

那智勝浦町の産業別就業者数をみると、第三次産業就業者数は概ね横ばいの状況であるが、第一次産業及び第二次産業就業者数は減少を続けている。

## 第 2 章 太田川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

太田川流域では、過去に台風や集中豪雨などで度々洪水が発生し、甚大な被害を受けている。昭和 14 年、昭和 22 年、昭和 23 年、そして昭和 24 年と大洪水が続いたことを契機に、昭和 33 年度に洪水から農地を防御することを目的とした農地防災の小匠防災ため池（以下「小匠ダム」という。）が支川小匠川上流に建設されている。

その後も昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、昭和 42 年 10 月の台風 34 号などの洪水で甚大な被害を受けたため、昭和 57 年度から小規模河川改修事業に着手し、河口から 2km までの区間を対象として護岸等の河道整備を行ってきた。

しかし、太田川は十分な川幅を有していないうえ、兩岸に河道内樹木が繁茂しており、また土砂の堆積も見られる等、洪水時の流下能力が不足している。

近年では、平成 10 年 9 月の集中豪雨で浸水戸数 15 戸の被害が発生し、平成 13 年 8 月の台風 11 号では浸水戸数 261 戸に及ぶ被害が発生しており、早期の治水対策が必要である。

### 2.2 利水の現状と課題

太田川での河川水の利用については、古くから農業用水として利用されてきたほか、井鹿川合流点の直下流において、那智勝浦町の水道用水に利用されており、許可水利権が 1 件、慣行水利権が 36 件となっている。渇水による被害は報告されていないが、経年的な河川流量を把握・蓄積して、正常な河川流量の確保に向け適正な水利用が図られるよう努める必要がある。

### 2.3 河川環境の現状と課題

太田川における河川環境について、鳥類・魚類・植物を対象に実施した現地調査（平成 10 年度）や文献調査等に基づいて整理すると、次の通りである。

上流域は、険しい渓谷を蛇行して流れ、瀬・淵が連続して形成されており、タカハヤ、カワムツ、

ウグイなどが生息している。川沿いにはスギやヒノキの人工林とスダジイやウバメガシなどの天然林が分布し、カワガラス、オシドリなどの多様な鳥類の生息場となっている。

中流域は、比較的まとまった平野を蛇行しながら流下し、蛇行部では水深の深い大型の淵、その上下流では早瀬や平瀬が形成され、自然河岸が残っている。瀬と淵が一体となって連続することから、アユ、カワムツ、ウグイ、ハゼ類など多様な魚類の生息場となっている。河岸にはスギやヒノキの人工林、スダジイ、ウバメガシなどの天然林、モウソウチクなどが河畔林を形成し、川幅が広いところでは、礫を主体とした河原が発達してヨシ群落やススキ群落が点在している。また、自然河岸の土手や河畔林に営巣するカワセミやサギ類、河原の草地に営巣するセグロセキレイ、ホオジロなどが生息し豊かな環境が形成されている。

下流域は、河口や旭橋下流などで河口砂州や中州が形成されている。それより上流では、流れの緩やかな平瀬が多く見られ、アユやハゼ類などの生息場となっている。河岸には、河口付近のハマボウ群落の他、エノキなどの河畔林が見られ、サギ類、ウグイス、メジロなどの生息場となっている。河口砂州は、ハマゴウなどの海浜植生が見られる他、コチドリ、シロチドリが営巣するとともに、冬に渡来するカモ類などの生息場、アカウミガメの産卵場となっている。

沿岸付近はシロウオの生息場となっており、河口では春になると川を上ってくるシロウオ漁が行われている。

このため、アユやハゼ類などの多様な魚類の生息場となっている瀬や淵などをはじめとする、多様な河川環境の保全に努める必要がある。

太田川の水質については、旭橋から上流において環境基準 A 類型（2mg/1 以下）に指定されている。水質調査は、環境基準点下里大橋（0.23k）と補助点大宮橋（2.28k）の 2 地点で測定が実施されており、図 4 に示すように両地点ともに BOD75% 値は、環境基準値（2mg/1 以下）に適合している。

このため、今後も良好な河川水質の維持に努める必要がある。

河川空間の利用については、上流域の<sup>えんまんじ</sup>円満地公園にオートキャンプ場や川遊びのための整備がなされ、親水的な利用が行われている。中・下流域の瀬や淵などは、夏期には子供の水遊び場となっており、瀬ではアユ釣りが行われる。

太田川流域の河川愛護団体としては、平成 22 年度時点で 6 団体の登録があり、中里地区、庄地区及び井鹿地区等において、河川清掃や草刈り等の活動が行われている。河川美化活動の継続には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制の確保に努める必要がある。

### 第 3 章 太田川水系河川整備計画の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備計画の対象区間

二級河川太田川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とする。

#### 3.2 河川整備計画の対象期間

本整備計画の対象期間は、計画策定から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現状の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき作成しており、今後これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等の変化が生じた場合には、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

#### 3.3 計画の目標に関する事項

##### 3.3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

本整備計画では、河川の規模、近年の主要洪水規模、県内他河川の整備目標規模等を踏まえ、20 年に一度程度の確率で発生する規模の大雨（概ね最大 24 時間雨量 411mm）が降った場合に発生する洪水

を安全に流下させることを目標とする。

整備区間は、背後地の資産状況、近年の主要洪水による浸水状況等を考慮し、太田川本川について河口から太田橋（-0.2k～4.8k）までの区間で河道の整備を進め、治水安全度の向上を図る。

また、今後発生の可能性が高いと言われている東南海・南海地震等による津波から安全に避難し、人的被害を防ぐことを目標として、高潮対策と併せた津波対策を実施する。

さらに、整備途上段階における施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水又は津波が生じた場合にも、被害を最小限に抑えるため、洪水ハザードマップや津波ハザードマップ等の情報を共有し、日常からの防災意識の啓発と高揚を図り、関係機関との情報連絡体制や連携の強化を図る。

### 3.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

太田川の河川水は農業用水や上水道として利用されている。渇水による被害は報告されていないが、流水の正常な機能を維持するため、渇水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正かつ効率的な水管理、水利用が図られるように努める。

### 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水及び利水との整合や関係自治体等と調整を図り、地域住民にとって親しみやすい川を実現するため、太田川流域の持つ自然環境を保全するとともに、沿川地域の環境との連続性や上下流への連続性に配慮し、生き物にも優しい川づくりを進める。

また、河川特性等を考慮のうえ、水辺に近づきやすい工夫に努め、護岸を設置する場合には、生物の生息・生育環境や周辺の景観との調和に配慮する。さらに、河川改修後も、瀬・淵などにより河道の縦横断形の変化と連続性に配慮し、水域から陸域への植生の連続性や、採餌場・産卵場・休憩場など多様な生物の生息・生育環境の保全に努める。

具体的には、アユやハゼ類などの多様な魚類の生息場となっており、夏期には子供の水遊び場として良好な河川空間を形成している瀬や淵などをはじめとする、多様な河川環境については、治水対策との調和を図りつつ保全に努める。

## 第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

### 4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

計画区間について河床掘削、築堤等の整備を行うことにより、20 年に一度程度の確率で発生する概ね最大 24 時間雨量 411mm の降雨規模の洪水による基準地点大宮橋での流量 1,400m<sup>3</sup>/s のうち、既設小匠ダムにより 400m<sup>3</sup>/s が調節され、河道で 1,000m<sup>3</sup>/s を安全に流下させるものとする。また、高潮及び東南海・南海地震等により発生する津波への対策として、これらの影響を受ける区間において、堤防等を整備する。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民や関係機関等と協議・調整のうえ、河川工事を進めていく。

河川整備計画の目標とする流量を図 6 に、河川改修の概要を表 1、改修区間概略平面図を図 7、改修区間横断図を図 8 に示す。

### 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### 4.2.1 河川維持の目的

河川の維持に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた河川維持管理計画を策定し、定期的な巡視点検を行い、さらに地域住民とのパートナーシップを維持発

展させ適切に管理を行っていくものとする。また、河川の治水・利水・環境の機能を妨げる不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理を行う。

#### 4.2.2 河川維持の種類及び施行の場所

##### (1) 河道の維持

出水期前後等に巡視を行うほか、平常時は地域住民からの情報提供を受けて、河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか点検した結果、治水上問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるように河道断面の維持に努める。

特に河口付近は、河床勾配が緩やかで土砂が堆積しやすい地形特性を有しているため、土砂堆積状況を把握し、河積阻害により流下能力が低下する恐れがある場合には、浚渫等の対策を実施する。

##### (2) 河川管理施設の維持

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下防止や所定の流下能力を確保するため、定期点検を実施し、危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

また、河川愛護活動を積極的に支援する等、地域住民との連携を図り、堤防法面の除草等の日常管理に努める。

##### (3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を行う。

##### (4) 水量・水質の保全

現在の良好な水質を維持できるよう河川清掃活動等を通じて、地域住民の水質に対する意識の向上を図る。水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努める。

#### 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。

また、異常気象や集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水や高潮等が生じた場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには、流下能力向上のための河道改修などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な防災活動を行うことが重要である。

そのため、関係機関と連携し降雨時における雨量や水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。

さらに、関係機関と協力し、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、地域住民の防災意識の高揚等によるソフト面での対策として、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、地域住民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と自発的な避難の心構えを養い、警戒時・災害時における地域住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努める。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、東牟婁振興局串本建設部工務課、東牟婁振興局新宮建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。